

課 審 5 - 86

課 審 4 - 102

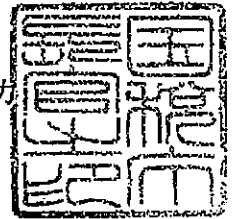
平成22年12月8日

社団法人京都府畜産振興協会

会長理事 中川泰宏 殿

国 税 庁 長 官

川 北 力



社団法人京都府畜産振興協会が行う肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る
資金の指定 (平成 22 年 9 月 28 日付京畜振協発第 240 号申請に対する指定)

貴協会の定款第5条第10号に掲げる事業に要する費用に充てるための資金で、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの業務期間に係るものについては、所得税法施行令第167条の2又は法人税法施行令第136条の要件に該当するものとして指定します。

なお、上記資金の収支状況を毎年度大阪国税局経由により当庁課税部審理室まで報告されるようお願いします。

課 審 5 - 192

課 審 4 - 208

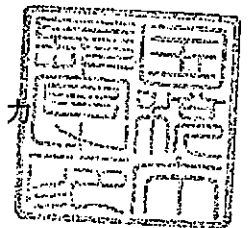
平成22年12月17日

社団法人京都府畜産振興協会

会長理事 中川泰宏 殿

国 税 庁 長 官

川 北



社団法人京都府畜産振興協会が行う肉用子牛の価格差補てん事業に係る資金
の指定 (平成22年9月28日付京畜振協発第239号申請に対する指定)

貴協会の定款第5条第7号に掲げる事業に要する費用に充てるための資金(「黒毛和種」、
「黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種」及び「乳用種の品種」に係るものに限る。)で、平
成22年4月1日から平成27年3月31日までの業務期間に係るものについては、所得税法施行令
第167条の2又は法人税法施行令第136条の要件に該当するものとして指定します。

なお、上記資金の収支状況を毎年度大阪国税局経由により当庁課税部審理室まで報告される
ようお願いします。